

○ 交番相談員運用要綱の制定について

〔平成5年9月20日地発第538号、務発第1161号
警察本部長から各部・課・室・隊・校・署長あて〕

改正 平成9年5月26日地 甲第246号

務 甲第646号

捜一甲第328号

平成18年3月28日地甲達第29号

務甲達第41号

平成20年3月12日地甲達第13号

務甲達第41号

生企甲達第19号

交指甲達第13号

平成26年10月31日地甲達第1064号

務甲達第1063号

平成31年2月1日地甲達第10号

務甲達第10号

この度、交番における各種相談の処理、地理案内、遺失物及び拾得物の届出受理等住民サービスの向上と地域警察活動の効率化を図るため、特定の交番に交番相談員を配置することとしたことに伴い、別添のとおり交番相談員運用要綱を制定し、平成5年10月8日から施行することとしたので、その適正な運用に努められたい。

別添

交 番 相 談 員 運 用 要 綱

第1 趣旨

この要綱は、交番に置く交番相談員(以下「相談員」という。)の適正かつ効果的な運用を図るため、必要な事項を定めるものとする。

第2 身分

相談員には、石川県警察嘱託職員の任用及び服務に関する訓令(昭和51年石川県警察本部訓令第12号)に定める常勤的嘱託職員をもって充て、別に指定する警察署に配置するものとする。

第3 勤務時間

相談員の勤務時間並びに休憩時間及び休息時間の割り振りについては、原則、石川県警察職員の勤務時間等及び勤務時間管理に関する訓令(平成4年石川県警察本部訓令第16号)に定める毎日制勤務の基本型を準用するが、同勤務の割り振りにより難しいときは、署長は、別段の定めをすることができるものとす

る。ただし、勤務させることができる時間は、午前7時から午後10時までの間とする。

第4 勤務場所

相談員は、署長が指定する交番において勤務するものとする。

なお、署長は、祭礼・興業等特別な行事が実施される場合又は通学路等における子どもの見守り等の活動において、必要があると認めるときは、相談員を指定する交番以外の交番において勤務させることができるものとする。

第5 業務

- 1 住民の困りごと、意見、要望等の聴取及び住民に対する助言
- 2 犯罪の予防、災害事故の防止その他住民の安全で平穏な生活を確保するために必要と認められる事項についての指導連絡及び広報活動
- 3 遺失届及び拾得物の受理等
- 4 自転車盗及びオートバイ盗に係る被害届の代書及び預かり
- 5 事件又は事故の発生時における警察官等への連絡
- 6 物件事務報告書の作成補助
- 7 地理案内
- 8 地域安全連絡所等のボランティアに対する連絡及びこれらとの連携に係る活動
- 9 交番連絡協議会の運営に関する活動
- 10 通学路等における子どもの見守り等の活動
- 11 その他相談員を配置する署長が特に命じた事項

第6 指揮監督

相談員に対する指揮監督は、地域官、地域交通官、地域課長、相談員配置先交番の交番所長（交番等の統合運用の場合は、統括責任者たる交番所長を含む。）、が行うものとする。

第7 勤務計画

署長は、毎月25日までに翌月の相談員の勤務計画を策定し、相談員に勤務日及び勤務時間を示すものとする。

第8 勤務記録の作成

相談員は、その活動状況について、勤務日ごとに交番相談員勤務日誌（別記様式第1号）を、月ごとに交番相談員月間勤務結果表（別記様式第2号）及び交番相談員年間勤務結果表（別記様式第3号）を作成し、月まとめて翌月5日までに署長に報告するものとする。

第9 運用上の留意事項

署長は、相談員の運用に当たっては、次の事項に留意しなければならない。

- 1 相談員の職務の適正を期すため、事務処理要領、市民応接要領、受傷事故

防止要領等に関する指導教養の徹底を図ること。

2 相談員が、安全かつ効率的に職務を遂行することができるよう、相談員の勤務実態を掌握し、同一交番等勤務の警察官との有機的な連携に努めさせること。

3 相談員には、勤務中は常時、指定の被服及び耐刃防護衣を着用させるとともに、別記様式第4号に定める身分証明書の携帯及び別記様式第5号に定める交番相談員標章及び腕章を着装させること。ただし、署長が特別な理由があると認めるときは、耐刃防護衣の着用を免除することができる。

相談員の被服及び耐刃防護衣の仕様については、別に定める。

4 相談員が、警察に対する苦情、抗議その他組織的に対応する必要がある事項を認知したときは、速やかに署長に報告させること。

5 相談員には、原則、所外における活動を行わせないが、交番機能の強化を図る目的等特に必要がある場合は、交番の出入口付近において立番勤務及び登下校時における交番付近の通学路等(横断歩道・交差点)の見守り等の活動に従事させることができる。

第10 活動上の留意事項

相談員は、その活動を行うに当たっては、下記の事項に留意するものとする。

1 相談員は、その職の信用を傷つけ、又は警察職員の職全体の不名誉となるような行為をしないようにすること。

2 相談員は、その勤務時間及び職務上の注意力全てをその職責遂行のために用いること。

3 相談員は、来訪者に対して親切丁寧に対応する一方、その挙動に常に注意を払うほか、交番施設内の整理整頓を図ること等により、受傷事故の防止に努めること。

第11 報告

署長は、相談員の月ごとの活動状況について、交番相談員活動状況報告書(別記様式第6号)により、翌月の10日までに警察本部長に報告するものとする。ただし、業務に係る紛議、事故等を認知したときは直ちに、効果的な活動事例については速やかに報告するものとする。

附 則

この要綱は、平成5年10月8日から施行する。

附 則

この要綱は、平成9年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年12月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年2月1日から施行する。

別記様式第1号（第8関係）

時刻	取 扱 事 項	内 容	引継ぎ 警察官氏名
備 考			
備 考			

身分証明書

(表)

第	号
交番相談員証	
写 真 縦 30mm 横 20mm	氏名
	年 月 日生
	発行年月日 年 月 日 有効期限 年 月 日まで
石川県警察本部長 印	

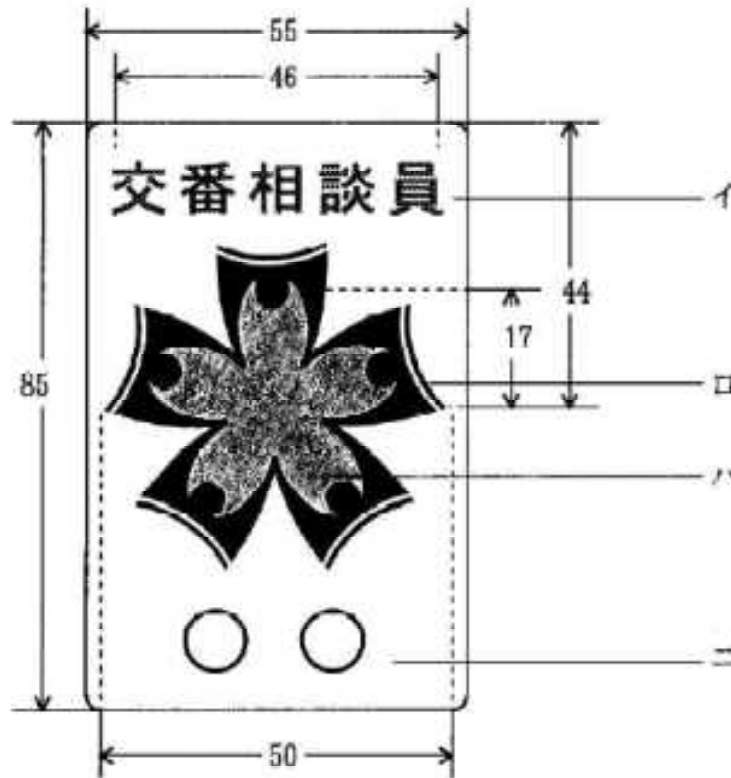
85mm

55mm

(裏)

注 意 事 項	
1	執務時間中は、本証を携帯すること。
2	本証の取扱いは慎重にし、遺失、紛失及びき損しないように注意すること。
3	本証を遺失または紛失した場合は、直ちに警察署長に届け出ること。
4	身分を失ったときは、本証を速やかに返還すること。

交番相談員標章



- 備考
- 1 色彩は、イの部分で緑色、ロの部分で藍色、ハの部分で桃色、ニの部分で黒色、地を白色とする。
 - 2 ニの部分には、相談員の姓を表示するものとする。
 - 3 図示の長さの単位は、ミリメートルとする。

交番相談員腕章



- 備考
- 1 色彩は、イの部分に桃色、ロの部分に藍色、ハの部分に緑色、地を白色とする。
 - 2 図示の長さの単位は、ミリメートルとする。

